

【東京徳友会 会則】

第1条（名 称）

本会は「東京徳友会」と称する。（以下「本会」という）

第2条（目 的）

本会は、医療法人徳洲会の理念に賛同し、合わせて会員が自らの職業を通じその周辺に生じる政治・経済・教育・医療・その他もろもろの情報を交換しその交流により、それぞれの職業理念の確立と企業の繁栄を図り、併せて医療法人徳洲会グループと地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事務所）

本会の主たる事務所を東京都におき、必要に応じて従たる事務所を設ける。

第4条（事 業）

本会は第2条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- ①第2条に記載した各種情報に関する研修会・講演会・座談会・親睦会・などの開催。
- ②医療法人徳洲会グループが実施する催しに参加、協力。
- ③上記活動の成果について地域社会へのアピールまたは提言。
- ④その他目的達成に必要な事項。

第5条（会 員）

会員は本会の目的に賛同して、入会した個人または法人。

第6条（入 会）

1. 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出し、役員会の承認を受けなければならない。
2. 会員として入会しようとする者は次の各号のすべての要件を満たさなければならない。
 - ① 本会の活動に寄与すると役員会が認めた者であること。
 - ② 会員2名以上の推薦があること。
 - ③ 理事1名以上の推薦があること。

入会申込者又はその役員が次の各号の一に該当するとき、又はこれに準ずる事由により会員として相応しくないと役員会が認めるときは、当該入会申込者の入会は認めない。

- ① 刑事事件の被疑者として逮捕され、又は被告人として訴追されている者
- ② 納税に関し、反則事件として調査を受け、告発されている者

- ③ 業務上遵守すべき行政法令等に違反しており、又は関係官庁の処分に従っていない者
 - ④ 銀行取引停止等の処分を受けて取引上の信用を失っている者
 - ⑤ 役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、本会の信用を失墜させるおそれがあると認められる者
3. 過去に会員であった者の再入会においては、過去において除名を受けた者でなく、かつ現在において未納会費がない者でなければならない。
4. 役員会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書により、入会申込者に通知する。

(会員の資格喪失)

会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退会したとき。
- ② 解散したとき。
- ③ 2年以上会費を滞納したとき。
- ④ 除名されたとき。

(退 会)

会員が退会しようとするときは、所定の退会届を提出しなければならない。ただし、会員からの退会届提出前に、当該会員の処分手続きが開始されている場合には、退会届を受理しないことができる。

(除 名)

会員が次の各号の一に該当する場合は、役員会の決議により除名することができる。

- ① 本会の名誉を棄損しまたはその趣旨目的に反する行為があったとき。
- ② 会員としての品格を損なう行為があったとき。
- ③ 法令または公序良俗に反する行為を行ったとき。
- ④ その他の正当な事由があるとき。

第7条（会 費）

本会の会費は次の通りとする。

- ① 年額 20,000 円とする。
- ② 会費の年額は役会の決議を経て変更できる。
- ③ 役員会の決議を経て臨時会費を徴収し、特別の費用に充てることが出来る。
- ④ 会費は一括して年額を収めるものとする。
- ⑤ 入会の時期にかかわらず、年会費を納入するものとする。
- ⑥ 既納の会費は、如何なる理由があっても返還しない。

第8条（役員）

本会に次の役員を置く。

- ①会 長 1 名
- ②副会長 5 名以内
- ③事務局長 1 名
- ④事務局長代行 2 名以内
- ⑤会 計 1 名
- ⑥理 事 30 名以内
- ⑦監 事 2 名

第9条（役員の選任）

役員は、会員の中から総会で選任する。

第10条（役員の職務）

- ①会長は、本会を代表して会務を総理する。
- ②副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長の定める順位により、その職務を代行する。
- ③事務局長は、庶務会計を司る。 ④理事は、本会の運営にあたる。
- ⑤監事は、本会の業務および経理を監査する。

第11条（役員の任期）

役員の任期は2年とする。（再任を妨げないものとする）
但し、補欠により選任された役員は前任者の残任期間とする。

第12条（会 計）

本会の運営は、次の収入を持って行う。

- ①会費
- ②寄付金
- ③会の運営を図る為に必要な事業の展開

第13条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第 14 条（会 議）

- ①本会の会議は、総会および役員会とし、会長が召集する。
- ②総会は、通常総会および臨時総会とし、通常総会は、毎年 1 回、臨時総会は会長が必要と認めたときに開催する。
- ③総会の議長は出席会員から選出する。 役員会の議長は会長があたる。
- ④会議の議決は、出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 15 条（特別顧問・顧問・相談役）

本会に特別顧問・顧問・相談役を置くことができる。

- ①特別顧問・顧問・相談役は、役員会の承認を得て会長が委託する。
- ②特別顧問・顧問・相談役は、必要な事項について会長の諮問に応ずる。
- ③特別顧問・顧問・相談役の委託期間は会長の任期に従う。

第 16 条（支部設立・目的）

- ①第 2 条の目的を遂行することを目的に、本会に支部を設立する。
- ②理事会によって支部の細則を定め、支部は細則を順守し運営にあたる。

第 17 条（その他）

本会に定めていない事項は、役員会において別に定めるものとする。

【東京徳友会 東京西支部及び武蔵野支部 細則】

- ・東京徳友会 会則 第 2 条（目的）を理解し、東京西徳洲会病院及び武蔵野徳洲会病院の理念に賛同し、合わせて会員が自らの職業を通じて、病院と、地域社会の発展に寄与することを目的に、東京徳友会に、東京西支部、武蔵野支部を設立する。
- ・理事会によって各支部の細則を定め、支部は細則を遵守する。
- ・各支部に支部長 1 名、副支部長 2 名、事務長 1 名を置き、各支部徳友会の事業の遂行にあたる。
- ・支部長は、東京徳友会副会長が兼務し、総会で選任される。
- ・副支部長及び、事務長は、支部の会員の中から支部会にて推薦され、理事会にて選任される。
- ・支部は、事業計画及び予算計画を立案し理事会にて承認を受ける。
- ・その他細部に関しては、東京徳友会会則に準ずる。

以上

改定経緯

令和7年6月24日 一部改正

◆会則を無断で転用や複製する事を禁じます。

『東京徳友会』 事務局

〒192-0062 東京都八王子市大横町 13-20 (株式会社 セレモア 八王子本社 内)

電話 : 042-667-1111 (大代表) ・ FAX : 042-628-0011